

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策について

感染症対策の基本的な考え方

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。学校教育活動の再開にあたっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体距離を確保するなど、感染症に対する正しい知識を持って主体的に対応し、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要である。

また、感染者や濃厚接触である児童・生徒が、差別、偏見、いじめ、誹謗中傷の対象とならないよう、十分な配慮・注意が必要である。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスク高い教科活動 (家庭科「近距離での調理」や保健体育科「接触を伴う活動」など)	部活動
レベル3 「特定警戒都道府県」に相当する感染状況である地域	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2 「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域、「感染観察都道府県」に相当する地域のうち、感染経路不明な感染者が一定程度存在していたことなどで当面の間注意を要する地域	できるだけ2m程度(最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1 「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあてはまらない	1mを目安に 学級内で最大限の間隔をとること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策について

県立高等学校	県立特別支援学校	小学校、中学校 ※市町により状況は異なる
授業等における対応		
<p>○6/8～通常授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時差登校に配慮 ・毎朝家庭で検温するなど、家庭と連携した健康観察 ・保護者から感染症への不安から欠席させたいとの申し出に対し、校長が合理的理由があると判断する場合には、欠席ではなく「出席停止」としての取扱 ・教室の十分な換気 ・冷房機使用時も窓を開けるか欄間を開けて換気 ・教員はマスク、フェイスシールド等を着用 ・生徒も同様の考え方から、通常マスクを着用 ・休み時間毎に石けんでの手洗いを実施 	<p>★知肢併置特別支援学校</p> <p>○6/1～ 分散登校を経て通常授業へ移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防について、認知面の発達段階に応じた分かりやすい指導 ・スクールバス各校1台増車 <p>★視覚、聴覚、病弱特別支援学校</p> <p>○6/1～ 障害の実態等に応じて、通常授業へ移行</p> <p>★高等養護学校</p> <p>○高等学校の対応に準じて、段階的に移行</p>	<p>○6/1～6/15 分散登校から通常登校へ段階的に実施(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校時刻の分散 ・学年や学級を2グループに分け、登校日と家庭学習日を1日おきに設定 ・特別教室や図書室、空き教室の利用 ・指導順序の変更や、事前事後の指導と家庭学習の組み合わせによる指導計画の立案など各教科の指導計画の見直しを検討

県立学校における感染症対策用品の状況

- マスク：国からの布マスク2枚、マスクキットによる手作りマスク1枚の計3枚を所有(予定)。
不織布マスクが市場に出回っており、各人における準備が可能な状況。
- 消毒液：購入先を確保し、順次各校に配布(各校2L済)。
- 非接触式体温計：購入先を確保し、各校に3本の配布を予定。(6月中に各校1本配布予定)
- その他の関連用品については、各学校で必要性を判断しつつ調達予定。

感染者発生時の対応について

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童・生徒または教職員の感染が判明した場合、設置者は保健所と、①学校内における活動の態様、②接触者の多寡、③地域における感染拡大の状況、④感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談の上、学校医等ともよく連携し、実施の有無、規模および期間について判断することになる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきかどうかを判断する。